

I 市の経営計画

I-1 経営計画

中津川市の経営方針となる行財政運営の基本的な考え方は、大きく分けて新しい中津川市役所を創っていく「行政改革」と、健全財政の推進を図るための「財政計画」、そして、明日の中津川市づくりを進める「新総合計画」及びその「事業推進計画」からなります。

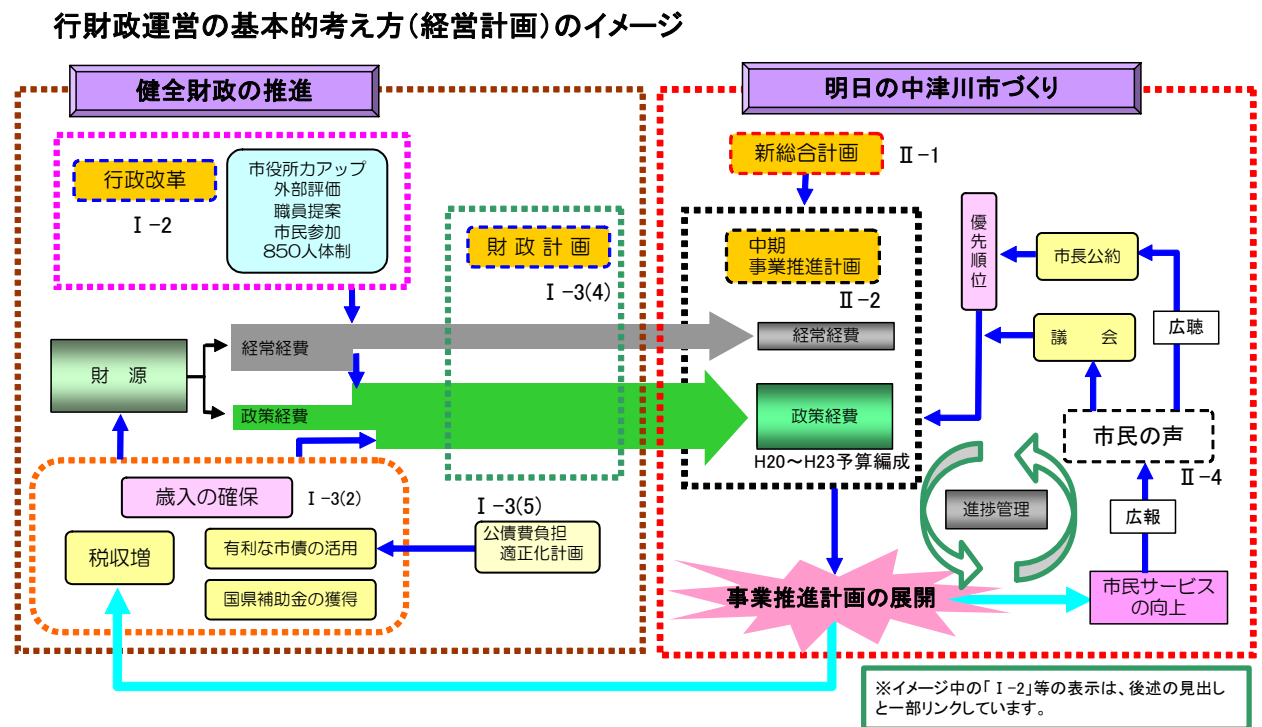
行政改革では、地方分権型の「市民が主役」の行政を行う組織、体制への変革と、8万6千人の市民サービスを担える新たな市役所システムへの変革を行います。

財政計画では、行政改革による徹底した歳出(支出)削減と、国や県の補助金、交付金という特定財源の獲得、合併特例債など有利な市債の活用といった歳入(収入)の確保が重要となります。

なお、市債は有利と言っても市が債務(借金)を背負うことになるため、「公債費負担適正化計画」というきちんとした返済計画に基づき行います。特に合併特例債は、合併後10年までしか借りることの出来ない期間限定の市債であることから、将来を見通した事業計画を定め、効率的、効果的な活用を図っていく必要があります。

また、合併10年後の中津川市のあり方、将来の夢を描いた計画が、「総合計画・基本構想」です。そしてそれを実現するために、具体的な事業を挙げて策定したものが「事業推進計画」です。事業推進計画では、今以上に財政状況が悪化すると予想される15年後、20年後に備え、財源的に優遇されている合併後10年までに必要な社会基盤整備を進めます。

以上をイメージしたものが、下図です。



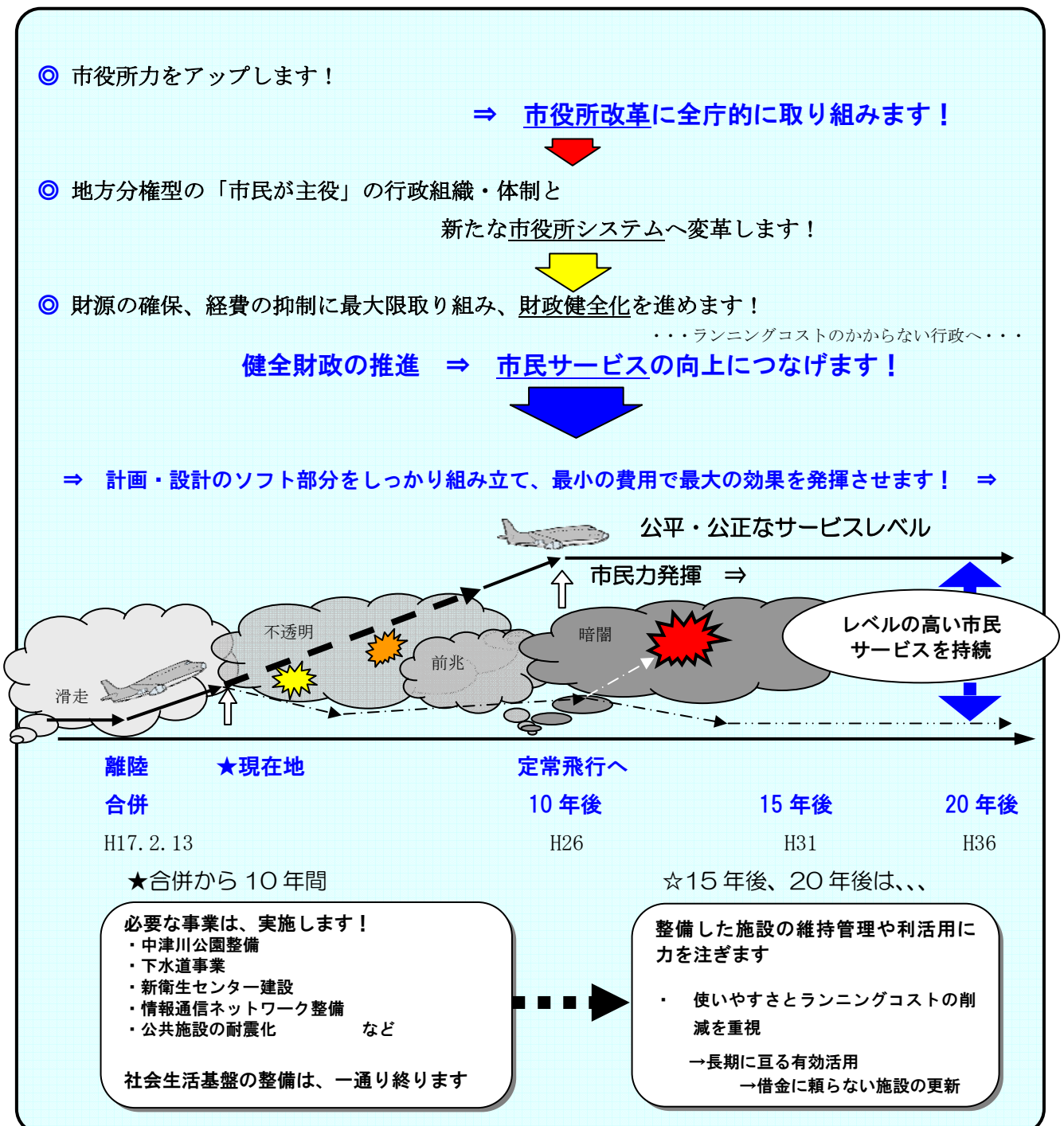
I-2 行政改革

財政状況の大変厳しいなか、事業推進計画を確実に実行していくためには、行政改革を推進し、健全財政を確立することが必要です。そのために以下の取り組みを継続して進めます。

(1) 新しい中津川市役所への変革に向けて

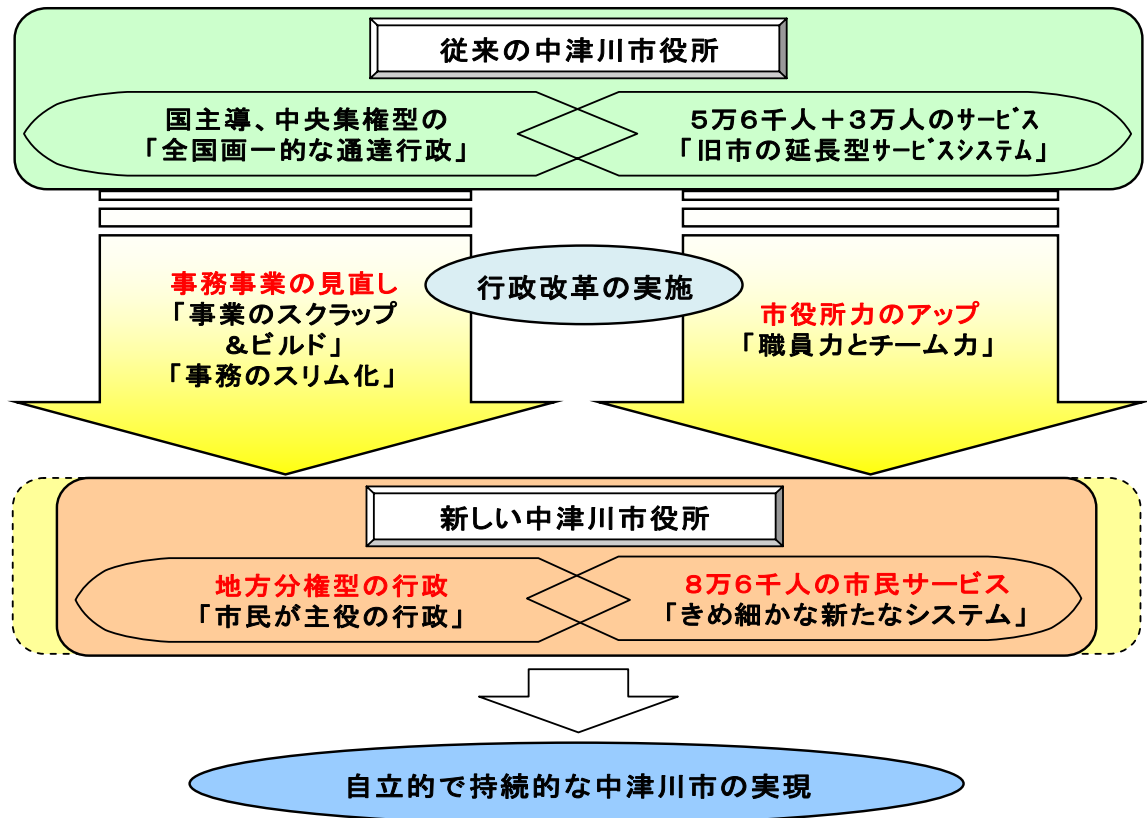
- 合併して新中津川市となり、すでに3年が経過し、平成19年度は「合併成功への道筋をつける」年として取り組んでいます。
- 市の財政は実質公債費比率が県下ワースト2と大変厳しい状況にありますが、「**自立的で持続的な中津川市**」であり続けるためには、必要な事業は今後も実施していかなければなりません。

下図は、「自立的で持続的な中津川市」へのイメージ図です。



- 自立的で持続的な中津川市であり続けるためには、事業のスクラップや事務のスリム化はもちろん、次の3点をポイントにして、行政改革を全庁的に取り組み、「新しい中津川市役所」を創ります。
 - ・ 「自ら考えて物事を組み立てられる職員づくり(企画力・計画力)」、「実行にあたってはチーム一丸となって取り組める体制づくり(マネジメント力・組織力)」により市役所力をアップします。
 - ・ 「公平、公正な行政を行い、市民の信頼を得る」、「対話を行い、市民の想いや願いを受け止める」、「受け止めた市民の想いや願いの実現に向けて、実行の市政を推し進める」、この3つの姿勢で従来の中央集権型の通達行政から、**地方分権型の「市民が主役」の行政を行う組織、体制を確立**します。
 - ・ 8万6千人の市民サービスを担うため、地域総合事務所やコミュニティセンターも含めた**新たな市役所システムを構築**します。
- また、事務事業評価については「**市民による行政評価委員会**」により、平成18年度及び平成19年度と事業のスクラップ、事務のスリム化に大きな効果を得られました。平成20年度以降も市民の視点・目線を取り入れて、「PDCAサイクル」の「**C(Check)=計画の実施状況の評価・点検**」により柔軟な計画の見直しに活かし、行政改革を推進します。

下図は、「新しい中津川市役所」への変革イメージです



(2) 具体的な取り組み

「市民が主役となる地方分権型の行政」や、「8万6千人の市民サービスを担う新たな市役所システムへの変革」は、当市の行政改革の目標です。そのための手段、手法が「市役所力のアップ」と「事業のスクラップ、事務のスリム化」です。そこで、具体的な手法について示します。

① 「職員の意識改革」による市役所力(職員力とチーム力)のアップ

- ・「行革通信」の定期的発行
- ・行政改革十ヶ条の活用
- ・行政改革推進委員会による全庁的な行政改革の推進
- ・市内民間企業経営者などを講師とする職員研修の実施
- ・人事評価制度の充実、管理職候補者試験の実施

② 「行政評価」による事業のスクラップと「職員の事務改善提案」などによる事務のスリム化

《スクラップ》

- ・「市民による行政評価委員会」による評価の実施
- ・行政の守備範囲の見直し
- ・事業や補助金の見直し

《スリム化》

- ・自主的な事務改善活動と事務の見直しの実施
- ・様々な視点による事務改善提案の実施
- ・公共施設の統廃合
- ・組織の見直し
- ・市民との協働体制の構築

《参考:職員定員管理》

定員管理については、新市建設計画の中の職員定員計画において、合併後10年を目途に医療機関を除く新市の職員数を850人とすることが定められています。しかし、厳しい財政状況に対処し、自立的で持続的な中津川市を実現するため、この定員計画を前倒しし、平成18年4月1日現在の医療機関を除く職員1,039人を、平成22年度末までに850人とする計画で定員管理を行っています。

職員の年度別定年退職者数と職員削減の達成見込(目標数値)(医療機関の職員数を除く)

17年4月1日 職員数(1,065人)	①定年退職者数	②早期退職者見込数	総数 ①+②	専門職員等の採用予定	年度末職員数
平成17年度末(1年目)	5	21	26	—	1,039
平成18年度末(2年目)	13	30	43	—	996
平成19年度末(3年目)	32	10	42	4	958
平成20年度末(4年目)	23	5	28	5	935
平成21年度末(5年目)	50	5	55	5	885
平成22年度末(6年目)	35	5	40	5	850
平成23年4月1日	—	—	—	5	855
合計	158	76	234	24	—

※ 中津川市の改革改善の取り組み(平成19年3月28日改訂)による

※ 17・18年度の数値は実数。19年度以降は見込。19年4月1日付採用は4人(保育士・幼稚園教諭)

I-3 財政改革

(1) 財政計画、公債費負担適正化計画に基づく健全財政の推進

- ・ 収支のバランスを将来にわたって保ち、健全な状態で施策や事業を推進するための「中期財政計画」(市の財政全般の計画)と、平成18年度決算における実質公債費比率※20.8%を、その基準である18%を下回るように借金返済額を長期的にコントロールするための「公債費負担適正化計画」(市の借金とその返済計画)により、健全財政の推進を図ります。
- ・ 「中期財政計画」については、(4)で、「公債費負担適正化計画」については、(5)で詳しく解説します。

※【実質公債費比率とは？】

道路の新設改良、公民館整備、学校建設など一般の事業を行う一般会計の借金返済額に、下水道や上水道、病院といった特定の事業を行う会計(特別会計)の借金返済額のうち、一般会計から特別会計への援助額を加えた額が、市税等の使途の特定されていない収入(標準財政規模)に占める割合のことをいいます。平成18年度決算において、県内市町村では、東白川村に次ぐワースト2位という状況です。

(2) 歳入の確保

① 自主財源の増加

- ・ 林業や農業、商工業及び観光産業などをはじめとする地域の特色ある産業の振興を図ることで、市税などの自主財源を増加させる施策展開を図ります。
- ・ 公営企業会計などについては、収入増を図るため下水道における水洗化率や病院施設の稼働率の向上を図り、経営健全化と自立化を目指します。
- ・ 徹底した行政改革に取り組んだ上で、公正・公平の観点から必要な受益者負担の適正化を図ります。

② 国・県補助金などの確保

- ・ 国庫補助金や県補助金は、事業の推進に欠くことのできない貴重な特定財源です。
- ・ しかし、国・県の財政も極めて厳しく、平成19年度の地方向けの補助金(年金・医療及び特殊要因を除く)は対前年度比で1,197億円の減(△2.2%)と抑制されています。
- ・ こうした大変厳しい状況のなかで、より多くの国や県の予算を獲得するため、補助金制度の情報収集、獲得のための創意工夫と調査・研究、さらには様々な機会を捉えた国や県への要望など、全庁的な取り組みを強化します。

③ 有利な地方債の活用

- ・ 地方債とは、地方公共団体が財政収支の不足を補うために一会計年度を超えて長期にわたり借り入れる借入金で、財政支出と財政負担の年度間調整、世代間の負担の公平を図る上で有益な制度です。
- ・ 地方債を財源とすることができる経費には、公共・公用施設の建設に要する経費、公営企業に要する経費、災害復旧事業に要する経費などがあります。
- ・ その中には、特例法などの規定により地方交付税算定の際に算入率※が高く、有利な財源である合併特例債、辺地対策事業債、過疎対策事業債などがあり、こうした有利な制度を最大限活用しながら、合併後の新しいまちづくりを推進していきます。

※【算入率とは？】

地方交付税の計算過程で、借金返済額について組み込んでもらえる率のことです。割合が高いほど交付税の額が増える仕組みになっています。

市民の皆さんの負担を少なくするために

国や県のお金をどんどん活用していきます

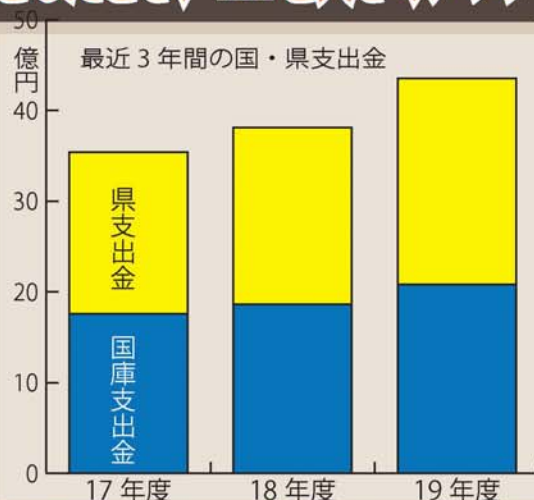
財政状況が厳しくなっていますので、これまで以上に国や県のお金＝補助金や交付金を活用していく必要があります。これからも、以前にも増してどんどん活用しながら様々なニーズにお応えしていきます。

国・県のお金は平成17年度を100としたとき、122と大きくアップ

一般会計の当初予算における国・県支出金の状況(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国庫支出金	1,756,220	1,863,584	2,080,718
県支出金	1,786,134	1,947,152	2,272,038
計	3,542,354	3,810,736	4,352,756
増減指数 (H17=100)	100	107	122

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一般会計 予算規模	34,567,000	34,500,000	35,699,000
増減指数 (H17=100)	100	99	103



平成17年度の国・県のお金の合計が約35億円であったのに対して、19年度は約44億円に増えています。

平成17年度を100としたとき、19年度は122と、22%アップしています。

一般会計の予算規模は17年度を100としたとき19年度は103で、ほぼ横ばいの状況の中、国・県のお金の獲得額は確実に増えています。

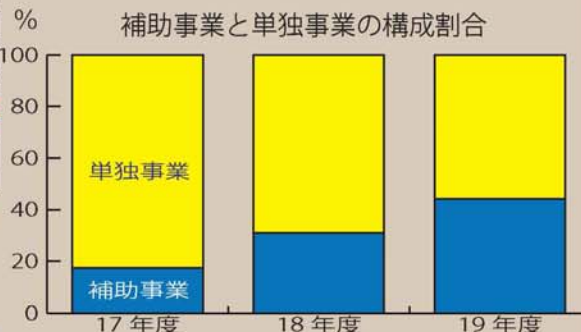
建設事業のうち、補助事業は約3倍に！

(平成17年度を100としたときの指数で296)

逆に、地方のお金だけで行う単独事業費は平成19年度は78と減少

建設事業の「補助」と「単独」の内訳(当初予算) (単位:千円、%)

		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
		金額	補助と単独の割合	金額	補助と単独の割合	金額	補助と単独の割合
予算額	単独	3,558,751	82.7%	3,264,444	69.1%	2,792,334	55.8%
	補助	745,682	17.3%	1,458,884	30.9%	2,213,118	44.2%
	計	4,304,433		4,723,328		5,005,452	
増減指数 (H17=100)	単独	100		91		78	
	補助	100		195		296	



建設事業に占める補助事業の割合は、平成17年度が17.3%であったのに対し、平成19年度は44.2%です。(右のグラフ)

補助金を活用する行政を着実に進めています。

(3) 歳出の抑制

歳出の抑制には行政改革の推進はもちろん、次のことにも取り組みます。

① 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金(企業会計への繰出金の性格のものを除く)、補助金及び交付金については、初期の目的に照らし、必要性を検証したうえで見直しを図り大幅な圧縮を行ってきましたが、今後もその役割を終えたものの廃止、終期設定などにより、さらに見直しをすすめます。

② 施設ランニングコストの抑制、施設の統廃合

- ・ 様々な用途の公共施設が各地域にあります。こうした施設のランニングコストを抑制するため、施設の保守委託、管理委託など、さらに見直しをすすめます。
- ・ 市民力を活かした公民館などの施設管理、民間による管理運営(公設民営)、ランニングコストの低減につながる有利な財源を活用した初期投資など効率的な施設運営に努めていますが、今後は、効果的な手法を見出すため、さらに具体的な方策の検討を進めます。

③ 外郭団体の改革

- ・ 市の外郭団体には、市が職員を派遣したり、出資をしたりというような人的・財政的援助を行っている公益法人や株式会社など、10の団体があります。
- ・ こうした外郭団体に対しては、一部を除き、委託料、補助金、交付金などの形で市から財政的な支援が行われている現状があります。
- ・ そのため、原点に立ち返り、事業目的や内容の点検、検証を行うことにより、団体のあり方、市が関与する必要性を見直すとともに、団体自らが積極的な経営改善の取り組みを進めるよう指導を行い、自立した運営がなされるよう改革を進めます。

(4) 財政計画

市の将来像を見据え、将来も収支のバランスの取れた財政運営を目指し、財政健全化のための対策を明らかにします。計画的な財政運営により健全財政を推進するため、次の2つの視点から財政計画を作成しました。

① 施設の「整備型財政」から「活用型財政」への移行を想定した財政計画

この財政計画では、地方交付税や合併特例債など合併特例により財政的に有利な平成26年度までを、「まちづくりを支える社会基盤」に重点を置く、「整備型財政」の期間とし、これにかかる施設等整備費を毎年42億円、市債(借金)を26億円前後見込んでいます。

平成27年度以降は、それまでに整備した公共施設を長期にわたり大切に維持し、市民の皆さんに活用していただくことを重点とする、「活用型財政」と位置づけ、施設等整備費を毎年19億円、市債(借金)を6億円と必要最小限の計上にとどめています。

② 行政改革による徹底した歳出削減

歳入面では、合併特例措置期間が終了する平成27年度以降は、地方交付税が逡減し、歳入は大幅に減少します。このような状況に対応するため、大きな行政改革に取り組み人件費・公債費(借金返済額)・行政運営費(施設の維持管理費用など)を中心に徹底した歳出削減を行います。

表1 計画期間（平成20年度～平成32年度）の財政見通し

（単位：億円）

	平成19年度 当初予算	前年度 度比	平成20年度	前年度 度比	平成21年度	前年度 度比	平成22年度	前年度 度比	平成23年度	前年度 度比	平成26年度	23年 度比	平成29年度	26年 度比	平成32年度	29年 度比
歳入	357	▲13	340	▲17	335	▲5	335	0	328	▲7	320	▲8	299	▲21	280	▲19
市税	104	4	106	2	106	0	106	0	106	0	106	0	106	0	106	0
地方交付税	107	▲15	104	▲3	102	▲2	100	▲2	98	▲2	92	▲6	72	▲20	53	▲19
国からの交付金等	29	▲13	27	▲2	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0
市債（施設整備分）	24	6	26	2	26	0	28	2	23	▲5	21	▲2	20	▲1	20	0
その他 （国庫補助金等）	93	5	77	▲16	74	▲3	74	0	74	0	74	0	74	0	74	0
歳出	357	5	347	▲10	350	3	348	▲2	336	▲12	331	▲5	318	▲13	309	▲9
義務的な経費	238	3	236	▲2	239	3	237	▲2	225	▲12	221	▲4	208	▲13	199	▲9
人件費	84	▲1	77	▲7	81	4	74	▲7	69	▲5	71	2	71	0	69	▲2
公債費	62	1	59	▲3	58	▲1	61	3	63	2	56	▲7	44	▲12	40	▲4
扶助費	35	4	35	0	36	1	36	0	37	1	38	1	39	1	40	1
繰出金（義務的）等	57	▲1	65	8	64	▲1	66	2	56	▲10	56	0	54	▲2	50	▲4
その他の経費	119	2	111	▲8	111	0	111	0	111	0	110	▲1	110	0	110	0
行政運営費	69	▲3	69	0	69	0	69	0	69	0	68	▲1	68	0	68	0
施設等整備費	50	5	42	▲8	42	0	42	0	42	0	42	0	42	0	42	0
歳入－歳出	0		▲7		▲15		▲13		▲8		▲11		▲19		▲29	

※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

図-1 財政見通し（歳入）

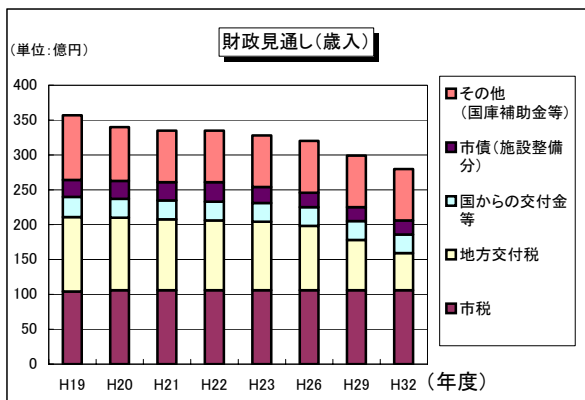
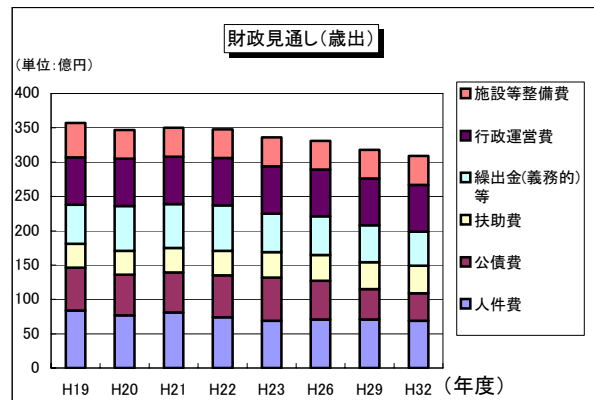
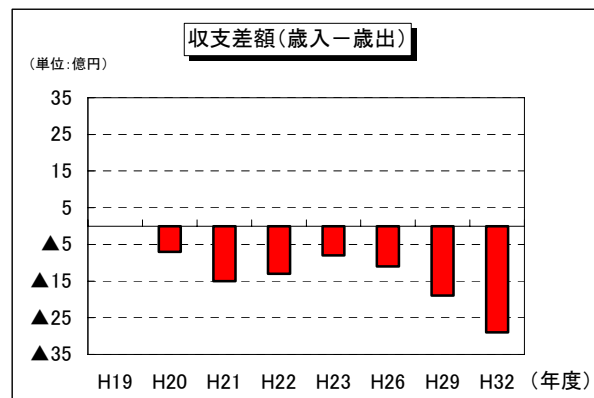


図-2 財政見通し（歳出）



計画期間の財政見通しは、表1の通りです。財政見通しでは、家計の収入にあたる歳入については、合併により交付税が増額される期間が終了する平成27年度以降、地方交付税が大幅に減少します（図-1）。一方で、家計の支出に当たる歳出は徐々に減少しますが、大幅に減少する項目が無い（図-2）、収支で見ると歳出が歳入を大幅に上回り、いわゆる赤字になってしまい（図-3）、市の財政状況は急激に悪化して立ち行かなくなります。今から大掛かりな行政改革、財政改革に計画的に取り組み、大幅な歳出削減を行っていく必要があります。

図-3 財政見通し（歳入-歳出）



このような状況を踏まえ、次のとおり計画期間(平成20年度～23年度)を含めた、平成32年度までの財政計画を策定しました。(表2)

表2 計画期間(平成20年度～平成32年度)の財政計画

(単位: 億円)

	平成19年度 当初予算	前年 度比	平成20年度	前年 度比	平成21年度	前年 度比	平成22年度	前年 度比	平成23年度	前年 度比	平成26年度	23年 度比	平成29年度	26年 度比	平成32年度	29年 度比
歳入	357	▲13	339	▲18	343	4	340	▲3	329	▲11	325	▲4	280	▲45	262	▲18
市税	104	4	106	2	106	0	106	0	106	0	106	0	106	0	106	0
地方交付税	107	▲15	104	▲3	102	▲2	100	▲2	98	▲2	92	▲6	72	▲20	53	▲19
国からの交付金等	29	▲13	27	▲2	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0	27	0
市債(施設整備分)	24	6	26	2	26	0	28	2	23	▲5	21	▲2	6	▲15	6	0
その他 (国庫補助金等)	93	5	76	▲17	82	6	79	▲3	75	▲4	79	4	69	▲10	70	1
歳出	357	5	339	▲18	343	4	340	▲3	329	▲11	325	▲4	280	▲45	262	▲18
義務的な経費	238	3	234	▲4	238	4	235	▲3	224	▲11	220	▲4	201	▲19	185	▲16
人件費	84	▲1	77	▲7	81	4	74	▲7	69	▲5	71	2	66	▲5	61	▲5
公債費	62	1	59	▲3	58	▲1	61	3	63	2	56	▲7	43	▲13	35	▲8
扶助費	35	4	35	0	35	0	35	0	36	1	37	1	38	1	39	1
繰出金(義務的)等	57	▲1	63	6	64	1	65	1	56	▲9	56	0	54	▲2	50	▲4
その他の経費	119	2	105	▲14	105	0	105	0	105	0	105	0	79	▲26	77	▲2
行政運営費	69	▲3	63	▲6	63	0	63	0	63	0	63	0	60	▲3	58	▲2
施設等整備費	50	5	42	▲8	42	0	42	0	42	0	42	0	19	▲23	19	0
歳入-歳出	0		0		0		0		0		0		0		0	

※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

図-4 財政計画(歳入)

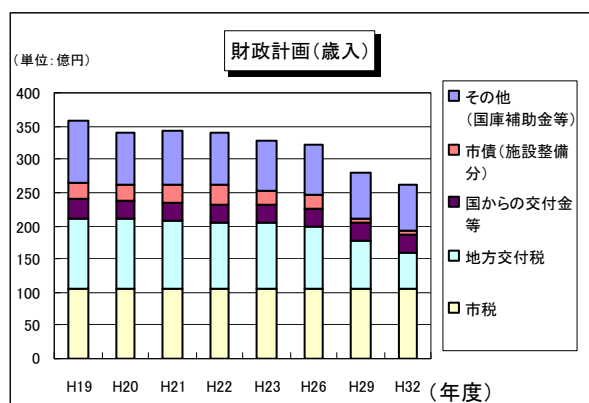
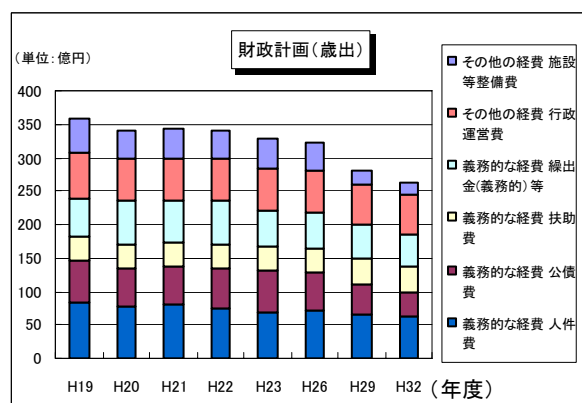


図-5 財政計画(歳出)



以上、財政計画では、家計の収入にあたる歳入(図-4)に合わせて、家計の支出に当たる歳出を組んでいます(図-5)。その結果、収支でバランスを取るため、歳入=歳出となり、赤字にはなりません。

また、将来の財政の硬直化を招かないように、市債の割合を大幅に削減し、借金を減らすような計画となっています。市債の具体的な計画については、後で述べる「公債費負担適正化計画」で詳しく説明します。

以下、歳入歳出の詳細について説明します。

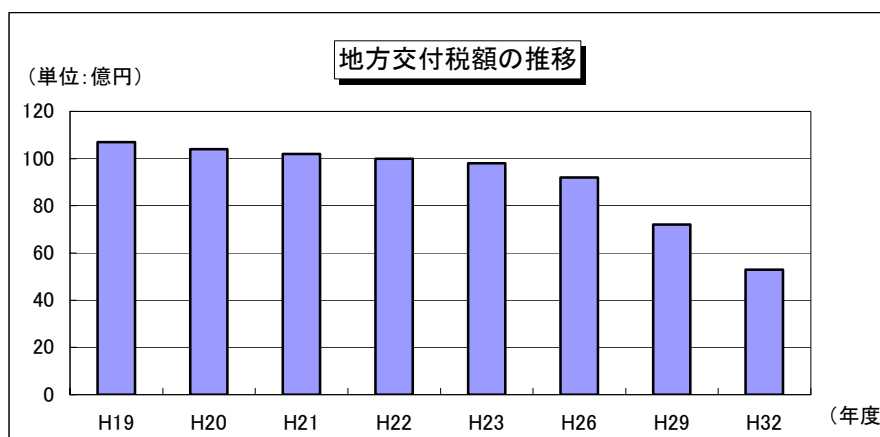
1. 歳入計画

(1) 市税収入

市税は、なだらかな人口減少のなか、産業振興などによる税収確保を図ることで、平成20年度以降も106億円を維持することができると見込みました。

(2) 地方交付税

地方交付税は、平成20年度は平成19年度の実績と総務省が発表した「平成20年度地方交付税・地方特別交付税等概算要求(案)の概要」に基づき、前年度当初予算比▲3億円、平成21年度以降は毎年度2%減少すると見込みました。さらに合併特例期間が平成26年度に終了するのに伴い、平成27年度から平成32年度までの6年間で合併による増額分30億円が段階的に減少すると見込みました。



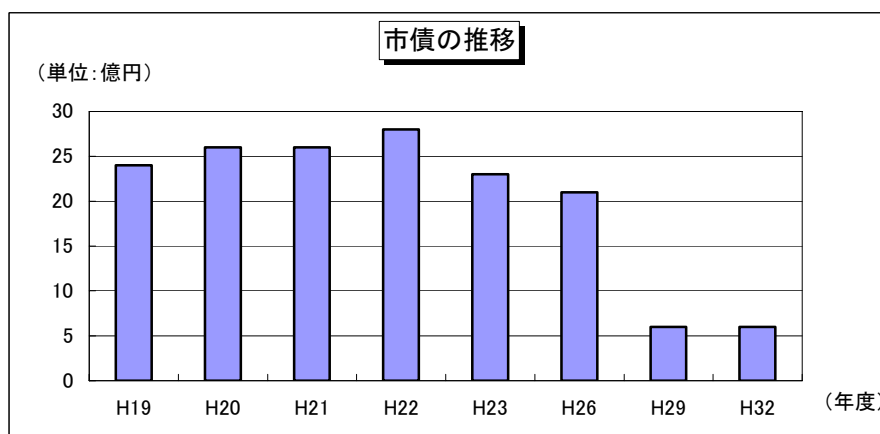
※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

(3) 交付金など

国からの交付金などのうち、一般財源となる臨時財政対策債については、平成20年度は総務省が発表した「平成20年度地方債計画(案)」に基づき前年度当初予算比▲2億円で見込み、その他の交付金は現状で維持するものと見込みました。

(4) 地方債

市債(施設整備分)は、平成26年度までは、一般会計の主要事業における市債について毎年度20億円を見込み、さらに下水道事業会計、病院事業会計の事業における合併特例債分を上乗せしました。平成27年度以降は、毎年度6億円を見込みました。



※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

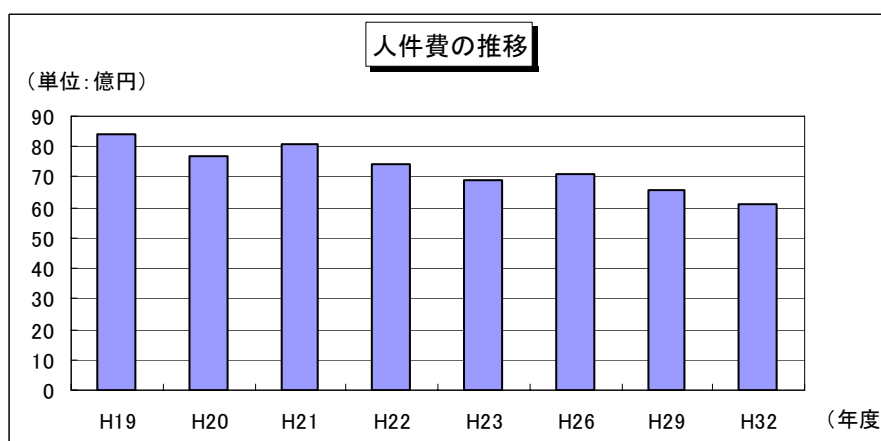
(5)その他

その他は、国庫補助金などをはじめ、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、繰入金などが含まれます。

2. 歳出計画

(1)人件費

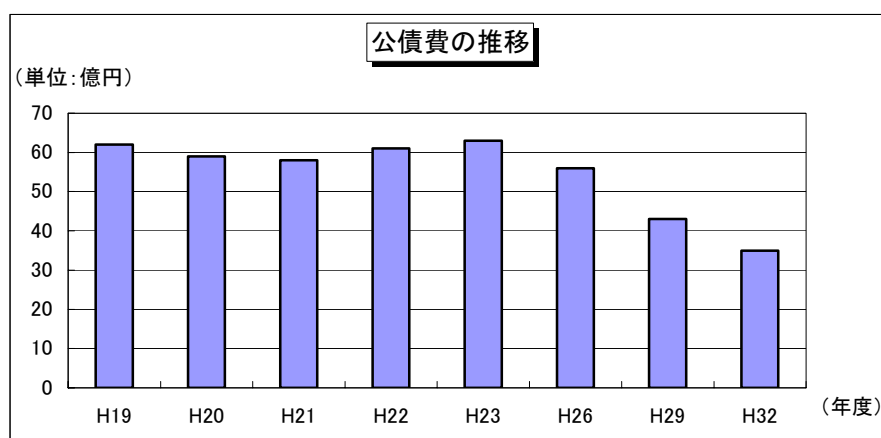
人件費は、平成22年度末に850人体制とし、平成26年度まではこの体制を維持し、その後施設等整備費の減少に伴って職員数を徐々に減じていくものとして見込みました。



※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

(2)公債費

公債費は、繰上償還を平成20年度に2億円、平成21年度に2億円、平成22年度に5億円、平成23年度に7億円、平成24年度に5億円、平成25年度に5億円、平成26年度に7億円を見込みました。



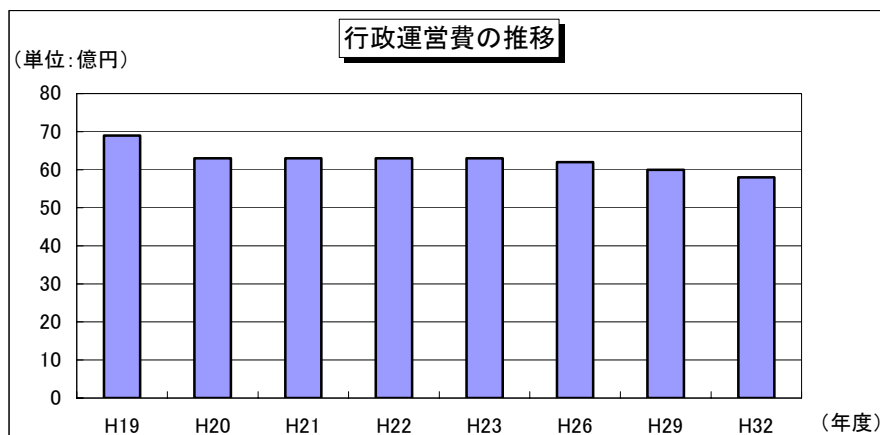
※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

(3)繰出金

繰出金には、下水道事業、病院事業などにおいて計画している事業に対し、一般会計で合併特例債を借りて、繰り出す分を見込みました。

(4) 行政運営費

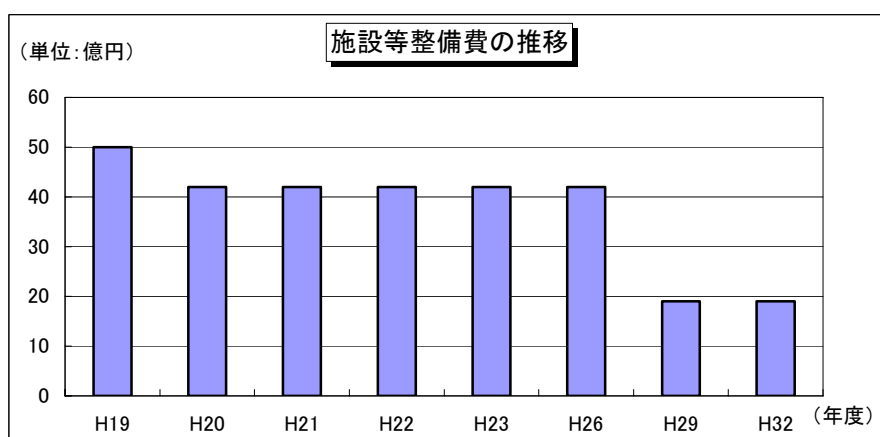
行政運営費は、外部評価委員会の意見を反映し、徹底した削減に努め平成20年度は前年度当初予算費比▲6億円で計上しました。



※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

(5) 施設整備費

施設整備費は、平成26年度までは毎年度42億円を確保する見込みとしました。平成27年度以降は、19億円を確保する見込みとしました。



※ 計画期間の平成20年度～23年度は各年、以降は3年毎の表示となっています。

3. 財政規模

現在の中津川市の財政規模は、合併による人件費の増加や合併前の公共事業に伴う借金返済額がピークにあること、そして下水道事業会計などへの繰出金が大いことなど、義務的経費が嵩んでおり、全国の類似団体*と比較しておよそ1.2倍となっています。

財政計画における合併15年、20年後の財政規模は、合併特例措置である地方交付税の合併算定替・合併補正や合併特例債の活用事業の終了による大幅な歳入歳出の減額と施設の整備型から活用型財政への移行に伴う人件費、公債費の減少を考慮しました。

※【類似団体とは？】

地方公共団体の「地方財政状況調査(決算統計)」などの報告により総務省が毎年度作成する類似団体別財政指数表という類型別の類似団体です。

人口と産業構造の2要素の組み合わせにより分類し、各類型の中から、大規模な合併、多額の赤字、災害などの特殊事情がなく、また収益事業収入が著しく多額でないなど、標準的な財政運営を行っている団体を抽出し、都市600団体余りをはじめ、およそ3,000団体の財政指数の平均値を各類型別に取り上げています。

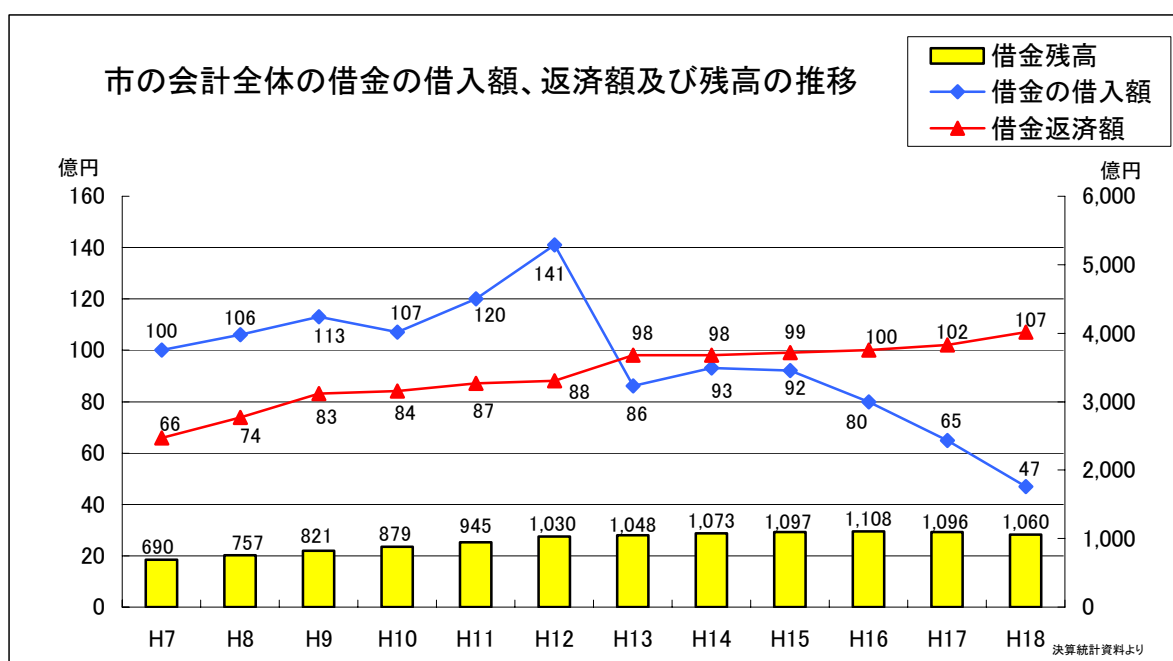
(5) 公債費負担適正化計画

① 平成19年度実質公債費比率20.8%

平成18年度に定めた公債費負担適正化計画に沿って、昨年度は借金残高を一般会計で約20億円、市会計全体で35億円余りを減少させましたが、算出ルールの変更などにより平成19年度の実質公債費比率は、20.8%となり、昨年度の19.5%から1.3%上昇しました。これは県内では2番目に高い(良くない)数値です。実質公債費比率が高いということは、市税などの歳入に占める借金返済額の割合が高く、財政運営がきつくなっている状況です。

② 実質公債費比率が高い原因

どうして、実質公債費比率が高いのか①借金の借入額、②借金残高、③借金返済額の3つの視点から過去の状況をグラフにしました。



1. 借金の借入額

平成16年度まで毎年80億円以上の借金の借入れを行なっています。

【主な借金】平成9年度～平成11年度の下水道事業の借入(3か年で145億円)

平成12年度の病院建設事業の借入(単年度で68億円)

平成13年度～平成15年度の環境センター建設事業の借入(3か年で57億円)

2. 借金残高

借金返済が借金の借入れに追いついていかず、借金残高は平成16年度まで増え続ける一方でした。平成18年度の借金の残高は1,060億円で平成7年度の690億円の1.5倍です。

3. 借金返済額

借金残高の増加は、当然のことながら借金返済額に跳ね返り、借金返済額が毎年増え続ける結果となりました。平成18年度の借金返済額は107億円で、平成7年度の66億円の1.6倍です。

以上、合併前の旧市町村で、下水道事業などをはじめとして市民生活向上のための施設整備を行ない、毎年多額の借金を借入れてきたため、借金残高は、積み上がる一方となり、結果として市税など歳入に占める借金返済額の割合、すなわち実質公債費比率を高く押し上げることになりました。

③ なぜ、借金をするのか

市が行なう借金は、市の収支が赤字のために行なうものではありません。市の借金は、家庭で言えば住宅ローンのようなものです。家計の感覚からすれば借金返済額が多ければ借金をしないようにすべきと考えます。確かにそのとおりなのですが、例えば学校は現在の世代だけでなく将来の世代も使うことになります。学校の建設のための多額な費用を現在の世代だけに負担させることは不公平になります。そのため借金をしてその返済額を将来の世代も含めて平等に負担していくという考え方なのです。

市が借金を行なうこと自体、悪いことではありません。問題は、現在から将来にわたって借金返済が、市の財政に過度の負担になっているということです。

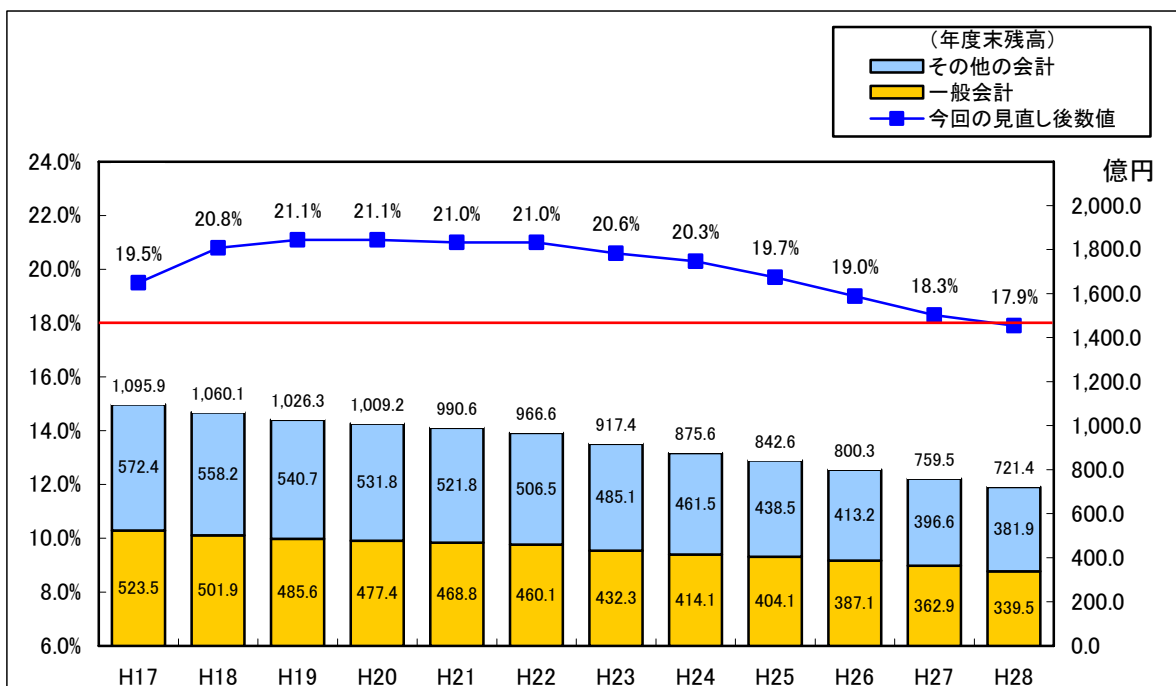
④ 公債費負担適正化計画の見直し

公債費負担適正化計画の目的は、計画的に毎年の借金の借入額をコントロールし、借金残高を減少させ、将来にわたって借金返済という負担を軽くしていくことにあります。

昨年度定めた公債費負担適正化計画では、平成26年度に実質公債費比率が18%を下回る予定となっていますが、今回の実質公債費比率の算出ルールなどの変更をあてはめると、実質公債費比率が18%を下回るのは5年間延びて、平成31年度に下回ることになります。今回の計画の見直しでは、平成20年度から平成26年度の7年間で33億円の繰上償還に取り組むなどして、2年間の延長にとどめ平成28年度に18%を下回る計画としました。

◆ 公債費負担適正化計画の見直しに伴う実質公債費比率の推移

公債費負担適正化計画の見直しにより実質公債費比率がどのように減少していくかグラフにしてみました。



◆ 既往債及び計画期間中発行予定債等に基づく実質公債費負担の将来推計

※既往債：平成18年度までに借入したもの。発行予定債：新たに借金を予定しているもの。(単位：千円)

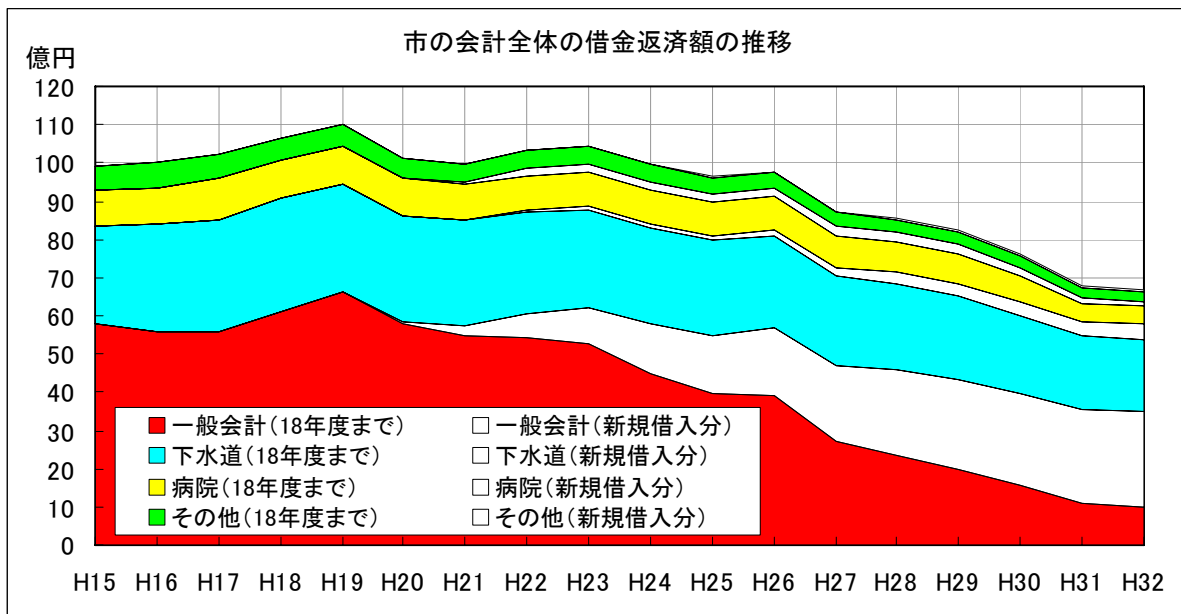
	計画策定年度の 前年度 (H18年度)	計画策定年度 (H19年度)	第2年度 (H20年度)	第3年度 (H21年度)	第4年度 (H22年度)	第5年度 (H23年度)	第6年度 (H24年度)	第7年度 (H25年度)	第8年度 (H26年度)	第9年度 (H27年度)	第10年度 (H28年度)
① 公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	5,359,949	5,470,097	5,423,355	5,376,311	5,396,202	5,372,911	5,183,932	4,929,332	4,824,265	4,595,358	4,486,321
② ①で控除した「借換債」に係る公債費充当一般財源等額(繰上償還額、公営企業債償還額及び満期一括償還地方債の元金に係る分を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③ 満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額等(別紙「⑩」欄の数値を転記))	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④ 公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	3,166,082	2,933,003	3,204,433	3,092,371	3,102,799	2,880,070	2,963,464	2,937,650	2,915,043	2,881,560	2,816,244
⑤ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	2,588	2,433	2,433	2,433	2,433	2,049	1,944	0	0	0	0
⑥ 公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	194,545	175,159	172,208	169,311	155,454	151,428	149,860	148,354	53,191	49,619	47,844
⑦ 一時借入金の利子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧ 地方債に係る元利償還に要する経費として基準財政需要額に算入された額	2,917,082	2,977,029	2,951,590	2,925,987	2,936,812	2,924,136	2,821,287	2,682,724	2,625,543	2,500,963	2,441,621
⑨ 準元利償還金に要する経費として基準財政需要額に算入された額	1,627,111	1,520,886	1,652,325	1,600,248	1,596,749	1,481,035	1,522,419	1,511,089	1,500,155	1,485,728	1,462,498
⑩ 標準財政規模	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	24,210,465	23,897,365	23,271,165

⑪ 実質公債費比率(単年度)	21.2%	20.7%	21.4%	20.9%	20.9%	20.2%	19.9%	19.0%	18.2%	17.7%	17.7%
⑫ 実質公債費比率(3ヶ年度の平均)	20.8%	21.1%	21.1%	21.0%	21.0%	20.6%	20.3%	19.7%	19.0%	18.3%	17.9%

◆ 公債費負担適正化計画の見直しに伴う借金返済の推移

先ほど、公債費負担適正化計画の目的は、計画的に毎年の借金の借入額をコントロールし、借金残高を減少させ、将来にわたって借金返済という負担を軽くしていくことにあると述べましたが、それでは、公債費負担適正化計画に沿って借金返済額がどのように減少していくのかその見通しをグラフにしてみました。

赤・青・黄・緑で着色された部分は、平成18年度までに借入れた借金の返済額が年を経るにつれて減少していく様子を示しています。次に着色された狭間の無色の部分は、平成19年度以降借入れる借金の返済額が年を経るにつれて増加していく様子を示しています。平成18年度までに借入れた借金の返済額(着色部分)と平成19年度以降借入れる借金の返済額(狭間の無色の部分)を合わせた借金返済額は減少して行きます。平成32年度には市全体の会計で借金返済額は67億円になる見込みです。



(6) 健全財政の推進

① 毎年の起債額を元金償還額以内とします

- ・ 事業推進計画に基づき、必要性の高い事業の優先順位付けを行い、公債費負担適正化計画に定めた限度額内で計画性を持って事業を行います。

② 国・県の補助金をより多く獲得します

- ・ 事業実施においては、まちづくり交付金をはじめとした国、県補助金の獲得に努力します。

③ 交付税算入率の高い有利な地方債を活用します

- ・ 合併特例債、辺地対策事業債、過疎対策事業債などを活用して実質公債費比率を下げます。

④ 特別会計・企業会計の自立化を図ります

- ・ 公営企業の自立経営を目指し、経営健全化、独立採算制を推進し、繰出金の縮減を図り、準元利償還金を抑制します。

⑤ 繰上償還を行います

- ・ 利率が高いもの、繰上償還による補償金の発生を伴わないものを優先して繰上償還を図り、公債費の抑制を図ります。

H20 繰上償還元金	226,433 千円	(H20 繰上償還により有利になる利息	43,878 千円)
H21 繰上償還元金	180,865 千円	(H21 繰上償還により有利になる利息	20,595 千円)
H22 繰上償還元金	511,752 千円	(H22 繰上償還により有利になる利息	40,342 千円)
H23 繰上償還元金	728,196 千円	(H23 繰上償還により有利になる利息	35,228 千円)
H24 繰上償還元金	497,160 千円	(H24 繰上償還により有利になる利息	50,960 千円)
H25 繰上償還元金	453,824 千円	(H25 繰上償還により有利になる利息	44,250 千円)
H26 繰上償還元金	727,678 千円	(H26 繰上償還により有利になる利息	31,965 千円)
合計	3,325,908 千円	(繰上償還により有利になる利息	267,218 千円)

- ・ 以上5項目の方針・方策を予算編成時において織り込み、決算統計を通じてその実施状況を確認します。

I-4 会計別推進計画事業費一覧

- ・ 今回策定した事業推進計画での会計別事業費とその財源の内訳は、下表のとおりとなります。
- ・ 今後、事業を実施するに当たっては、有利な補助金などの確保と、必要最低限の事業内容に精査し、全体事業費の抑制はもちろん、地方債や一般財源の一層の抑制を図っていきます。

[平成20年度～23年度]

【単位:百万円】

会計名称	事業費	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
一般会計	22,542	5,024	1,189	9,536	468	6,325
国民健康保険会計(直診)	15	9				6
下水道事業会計	9,714	3,777		3,485	1,954	498
簡易水道事業会計	391	135	34	186	11	25
農業集落排水事業会計	412	126		57	57	172
特定環境保全公共下水道事業会計	796	282		453		61
病院事業会計	1,534	178		825	275	256
合計	35,404	9,531	1,223	14,542	2,765	7,343